

令和6年(1月～9月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成

※( )内の数値は死亡者数(内数)を表す

※ 新型コロナウイルス感染症のり患者数を除く

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

【表1 業種別の労働災害発生状況】

伊丹労働基準監督署

業 種	令和6年(1月～9月)		前 年 同 期		前 年 比 較		
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	
全 産 業	315 (2)	100.0% ( 100.0%)	288	100.0% ( )	27 ( 2)	9.4% ( - )	
第一・二次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含む)	139 (2)	44.1% ( 100.0%)	137	47.6% ( )	2 ( 2)	1.5% ( - )	
製 造 業	73 (2)	23.2% ( 100.0%)	85	29.5% ( )	-12 ( 2)	-14.1% ( - )	
鉱 業		( )		( )	( )	-( )	
建 設 業	25	7.9% ( )	15	5.2% ( )	10 ( )	66.7% ( - )	
運 輸 交 通 業	29	9.2% ( )	27	9.4% ( )	2 ( )	7.4% ( - )	
貨 物 取 扱 業	9	2.9% ( )	6	2.1% ( )	3 ( )	50.0% ( - )	
農 林 業	2	0.6% ( )	4	1.4% ( )	-2 ( )	-50.0% ( - )	
畜 産 ・ 水 産 業	1	0.3% ( )		( )	1 ( )	-( )	
第三次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除く)	176	55.9% ( )	151	52.4% ( )	25 ( )	16.6% ( - )	
商 業	卸 売 業	7	2.2% ( )	7	2.4% ( )	( )	( - )
	小 売 業	55	17.5% ( )	49	17.0% ( )	6 ( )	12.2% ( - )
	上記以外の商業	3	1.0% ( )	2	0.7% ( )	1 ( )	50.0% ( - )
	計	65	20.6% ( )	58	20.1% ( )	7 ( )	12.1% ( - )
通 信 業	3	1.0% ( )	2	0.7% ( )	1 ( )	50.0% ( - )	
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	10	3.2% ( )	9	3.1% ( )	1 ( )	11.1% ( - )
	社 会 福 祉 施 設	44	14.0% ( )	25	8.7% ( )	19 ( )	76.0% ( - )
	上記以外の保健衛生業		( )		( )	( )	-( )
	計	54	17.1% ( )	34	11.8% ( )	20 ( )	58.8% ( - )
接 客 娯 楽 業	飲 食 店	20	6.3% ( )	14	4.9% ( )	6 ( )	42.9% ( - )
	ゴ ル フ 場	10	3.2% ( )	4	1.4% ( )	6 ( )	150.0% ( - )
	上記以外の接客娯楽業	2	0.6% ( )	2	0.7% ( )	( )	( - )
	計	32	10.2% ( )	20	6.9% ( )	12 ( )	60.0% ( - )
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	3	1.0% ( )	3	1.0% ( )	( )	( - )
	廃 棄 物 処 理 業	5	1.6% ( )	5	1.7% ( )	( )	( - )
	上記以外の清掃・と畜業		( )	4	1.4% ( )	-4 ( )	-100.0% ( - )
	計	8	2.5% ( )	12	4.2% ( )	-4 ( )	-33.3% ( - )
そ の 他 の 事 業	警 備 業	4	1.3% ( )	4	1.4% ( )	( )	( - )
	上記以外のその他の事業	7	2.2% ( )	12	4.2% ( )	-5 ( )	-41.7% ( - )
	計	11	3.5% ( )	16	5.6% ( )	-5 ( )	-31.3% ( - )
金 融 広 告 業		( )	5	1.7% ( )	-5 ( )	-100.0% ( - )	
映 画 演 劇 業		( )		( )	( )	-( )	
教 育 研 究 業	1	0.3% ( )	3	1.0% ( )	-2 ( )	-66.7% ( - )	
官 公 署	2	0.6% ( )	1	0.3% ( )	1 ( )	100.0% ( - )	
( 陸 上 貨 物 運 送 業 )	29	9.2%	29	10.1%	( )	75.0% ( - )	

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。